

令和2年度松山市会計年度任用職員 (地域おこし協力隊員) 採用試験実施要領

令和元年11月14日

松山市の忽那諸島では、全国の離島と同様に、人口流出や少子高齢化が年々進行し、基幹産業である農業の衰退、地域行事や伝統文化の担い手不足など様々な問題が生じています。そこで、こうした様々な問題に向き合いながら、新たな視点により地域の魅力を引き出し、地域の方と一緒に活性化を目指す「地域おこし協力隊員」を募集します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
地域おこし協力隊員	1人	松山市忽那諸島（中島地区を拠点に活動）

(注) 採用予定人数は変更する場合があります。

2 地域の概要

忽那諸島（人口4,717人：令和元年11月時点住民基本台帳登録人口）

松山市の忽那諸島は、瀬戸内海国立公園の西部、松山港沖の東西約20km、南北約28kmにわたって広がる、9つの有人島と多数の無人島からなります。

島の主産業は第一次産業で、瀬戸内海特有の温暖で多照寡雨の気候に適した柑橘栽培や漁業が営まれています。特にまつやま農林水産物ブランド認定品である、「紅まどんな」、「せとか」、「カラマンダリン」などの柑橘は、都市部の青果市場でも高値で取引されています。

夏にはマリンスポーツを楽しむことができ、忽那諸島最大の中島では、毎年夏にトライアスロン中島大会が開催されます。島民が総出で運営や応援を行うほか、民泊で親交を深めることから、非常に人気のある大会で、400名を超える参加者が訪れます。

松山市の施策として島しょ部への移住・定住の促進や交流人口の拡大に力を入れており、本土から最もアクセスのよい興居島に、農業体験をしながらお試し移住が可能な体験滞在型交流施設「ハイムインゼルごごしま」を整備し、平成29年4月からご利用いただいています。

また、現在中島に、島外の方を呼び込む拠点として宿泊可能な交流施設「姫ヶ浜荘」を、令和2年7月供用開始予定で整備中です。

●地域のPR動画●～忽那諸島”離島”グラフィティ本編～

<https://www.youtube.com/watch?v=g4dtaWMAy9g>

QRコード



3 活動の概要

地域が抱える課題を個性や魅力に変え、SNS等で広く情報を発信していただくほか、地域の活性化につながる事業を地域住民や団体と協働して行っていただきます。加えて、次に掲げる分野の中から、「自分ならできること」及び「自分がやってみたいこと」について応募時に提案していただき（応募用紙に記載。複数選択可）、それを精査・調整した上で、ミッションとして取り組んでいただきます。

(1) 農林水産業支援

- ア 農林水産業への従事
- イ 鳥獣被害対策
- ウ 耕作放棄地の解消・活用
- エ 地域農産品の加工・PR など

(2) まちづくり支援

- ア 観光・ツーリズム（観光資源の掘り起こし、PR など）
- イ 地域の生活支援
- ウ 地域行事支援、イベント開催
- エ 伝統文化、芸能、祭事の保存・復活 など

(3) 移住支援

移住希望者支援（空き家などの情報収集及び発信 など）

(4) その他

清掃活動 など

4 受験資格

次の(1)から(8)までの要件を全て満たす者

- (1) 現に3大都市圏をはじめとする都市地域又は条件不利区域外を除く一部条件不利地域に住所を有し、地域おこし協力隊員として採用された後、活動地域に生活の拠点を移し、松山市に住民票を異動できる者
※地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、松山市坂の上の雲まちづくりチームにお問合せください。総務省 HP (http://www.soumu.go.jp/main_content/000610490.pdf)
- (2) 地域住民とコミュニケーションをとり、地域の活性化につながる事業に積極的に取り組むことができる者
- (3) 地域おこし協力隊員の任用期間終了後、活動地域に定住する意欲がある者
- (4) 日曜日、土曜日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる者
- (5) 普通自動車運転免許を有する者
- (6) パソコンの基本操作（文書作成及び表計算等）ができる者
- (7) インターネットの基本操作（SNSによる情報発信等）ができる者
- (8) 次のアからエまでに該当しない者（地方公務員法第16条の欠格条項）
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験の科目、日時及び合格発表

区分	科目	日時	合格発表
第1次試験	書類選考		令和元年12月下旬(予定)に申込者全員に文書で通知します。
第2次試験	個別面接等 (活動地域の視察や地域住民との交流会及び個別面接)	令和元年1月25日(土) 及び1月26日(日) (1泊2日予定)	第2次試験からおおむね2週間以内に受験者全員に文書で通知します。

(注) 第2次試験の際に、次の書類を提出する必要があります。

- (1) **住民票抄本** (世帯主名、続柄、本籍地及び筆頭者を省略したものでも可)
- (2) **運転免許証のコピー** (裏面に記載がある場合は裏面のコピーも必要)

6 受付期間

- (1) **持参する場合** 令和元年11月14日(木)から令和元年12月20日(金)までです。
(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2) **郵送する場合** 令和元年12月20日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。
- (3) **Eメールの場合** 令和元年12月20日(金)必着です。

7 申込手続

松山市会計年度任用職員(地域おこし協力隊員)採用試験申込書(忽那諸島)(必要事項を記入し、申込前3箇月以内に撮影した顔写真を貼ること。)を次のいずれかの方法で坂の上の雲まちづくりチームに提出してください。

- (1) 坂の上の雲まちづくりチームに直接持参
- (2) 簡易書留(封筒表面に「地域おこし協力隊員申込み」と朱書き)で坂の上の雲まちづくりチームに送付
- (3) Eメールで坂の上の雲まちづくりチームのメールアドレスに送信

提出先メールアドレス **sakanoue@city.matsuyama.ehime.jp**

なお、申込書は、以下の松山市ホームページからダウンロードすることができます。

(http://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/chikiokoshi_kutsuna.html)

8 勤務条件等

- (1) **勤務時間等** 月曜日から金曜日までの週5日勤務で、午前9時から午後4時30分まで（休憩1時間を含む。）の1日6時間30分勤務です。
- (2) **週休日及び休日** 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休みですが、地域の行事、イベント等に従事するなど、休みの日に職務を行うことも想定されます。その場合は、月曜日から金曜日までの勤務日と振り替えるか、時間外勤務手当を支給します。
- (3) **報酬** 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。基本報酬の支給日は、原則として、毎月21日です。

基本報酬	その他報酬等
月額 156,168円（令和元年11月1日現在）	時間外勤務手当に相当する報酬、期末手当、通勤に係る費用弁償等

（注）昇給及び退職手当の支給はありません。また、報酬から社会保険料等の本人負担分が控除されます。

- (4) **任用期間** 令和2年4月1日（予定）から令和3年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、令和5年3月31日まで勤務できる予定です。
- (5) **有給休暇等** 年次休暇、夏季休暇等
- (6) **保険等** 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償あり
- (7) **兼業等** 地域協力活動に支障のない範囲内で、任期終了後の定住・起業を見据えた兼業が可能です。
- (8) **その他** 任用期間中の住居は、松山市が用意します（無償貸与）。ただし、転居に伴う費用や生活用備品、光熱水費、通信費等は、自己負担となります。また、活動に使用する車両とパソコンは、必要に応じて松山市が用意します。その他活動に要する経費（研修等参加のための旅費、消耗品費）は、予算の範囲内で松山市が負担します。

（注）上記の勤務条件は改定される場合があります。

9 注意事項

- (1) この試験で提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
- (2) 申込みに係る費用は申込者の負担となります。ただし、第2次試験での、活動地域視察に係る島しょ部への交通費（フェリー等運賃）は、松山市が負担します。
- (3) 試験の経過及び結果に関する問合せには応じられません。
- (4) 採用された場合、日常生活では自家用車が便利ですので、自家用車の持込をお勧めします。
- (5) 不明な点がある場合は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに坂の上の雲まちづくりチームにお問い合わせください。

<提出先・問合せ先>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市 総合政策部 坂の上の雲まちづくりチーム

電話 089-948-6816

Eメール sakanoue@city.matsuyama.ehime.jp

HP <http://www.city.matsuyama.ehime.jp>